

熊本地震により被害を受けられた

事業主・船舶所有者のみなさまへ（Q & A）

Q 1 延長後の納付期限が定まったとの通知が来ましたが、どういうことでしょうか。

A 1 熊本地震の発生に伴い厚生労働省告示が発出されたことから、熊本県内に所在する事業所・船舶所有者の厚生年金保険料等は納付期限が延長されていましたが、平成 28 年 10 月 31 日に厚生労働省告示が発出され、延長後の納付期限が事業所の所在する地域ごとに以下のとおり定められました。

- ① 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町を除いた地域 ⇒ 平成 28 年 11 月 30 日
- ② 熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町 ⇒ 平成 28 年 12 月 16 日

Q 2 延長後の納付期限が定まるとどのような影響があるのでしょうか。

A 2 納付期限の延長がされている間の、平成 28 年 3 月分から平成 28 年 9 月分の厚生年金保険料等については、口座振替は行わず「納入告知書（納付書）」をお送りしてしました。

今般、延長後の納付期限が定まったことから、現時点で納付されていない場合は、事業所の所在する地域ごとに設定された以下の納付期限までに納付いただくことになります。（納付期限までに納付されれば延滞金はかかりません。）

- ① 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町を除いた地域 ⇒ 納付期限：平成 28 年 11 月 30 日
- ② 熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町 ⇒ 納付期限：平成 28 年 12 月 16 日

Q 3 納付期限の延長がされるまでは、厚生年金保険料等を口座振替で納付していましたが今後はどのようなになるのでしょうか。口座振替の申請が必要でしょうか。

A 3 延長後の納付期限が定まったことから、事業所の所在する地域ごとに設定された以下の期日から、厚生年金保険料等の口座振替を再開します。（口座振替の再開後は、通常の納付期限（翌月末）に口座振替を行います。）

なお、口座振替の再開にあたって申請は必要ありません。

- ① 熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城

郡益城町を除いた地域

⇒平成28年10月分（平成28年11月30日口座振替）

②熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

⇒平成28年11月分（平成29年1月4日口座振替）

Q4 当社は熊本市内に所在するため、厚生年金保険料等の口座振替が平成28年11月分（平成29年1月4日実施）から再開されるとのことですが、平成28年10月分はどのように納付すればよいのでしょうか。

A4 納付期限が延長されていた期間と同様に、平成28年11月20日頃に納入告知書をお送りいたしますので、平成28年12月16日までに納付願います。

Q5 災害にかかる延長後の納付期限は地域により異なると聞きましたがなぜでしょうか。

A5 延長後の納付期限については、厚生労働省告示により定められましたが、交通機関、ライフライン等の復旧状況や関係する自治体の意向を踏まえて決定されたものと承知しています。

Q6 当社は、本社は納付期限が平成28年11月30日となる地域に所在し、工場は納付期限が平成28年12月16日となる地域に所在していますが、納付期限はどちらが適用されるのでしょうか。

なお、当社は厚生年金保険等の適用にあたっては、本社が所在する住所を届出しています。

A6 延長後の納付期限は、厚生年金保険等の適用にあたって届出された、事業所の所在地を有する地域を基準として決められます。

このため、ご質問のケースでは、本社の所在する住所が、届出された事業所の所在地となるため、平成28年11月30日が延長後の納付期限となります。

Q7 送付された納入告知書を紛失した場合はどうすればよいのでしょうか。

A7 納入告知書がお手元にない場合は、管轄の年金事務所で再発行することができます。

Q8 震災の影響等で保険料の納付が困難なため、口座振替再開後は口座振替を一時やめたいが、どのようにしたらよいのでしょうか。

A8 お手数をおかけしますが、管轄の年金事務所に口座振替を辞退する申請をお願いいたします。

届出様式は年金事務所へご連絡いただければ、お送りいたします。

また、一時に保険料の納付が困難なときは、保険料の納付方法についても年金事務所へご相談いただくことも併せてお願いいたします。

Q 9 延長後の納付期限までに納付しない場合はどうなるのでしょうか。

A 9 延長後の納付期限までに納付いただけない場合は納付期限経過後に、納付いただいていない年月分について督促状をお送りさせていただきます。

督促状の指定する期限までに納付がされないときは、納付期限の翌日から納付日の前日まで延滞金がかかることとなります。

納付できない場合は、法律上の猶予制度が適用できる場合がありますので、年金事務所にご相談下さい。

Q 10 今まで口座振替が停止されていた、平成28年3月分から平成28年9月分までの保険料を、まとめて口座から引き落としできないのでしょうか。

A 10 納付期限が延長されていた間の厚生年金保険料等については、まとめて口座振替することができません。

お手数をおかけしますが、お送りしています納入告知書により、納付期限までの間に事業所の被災状況等に応じて納付いただくようお願いします。

Q 11 財産に相当な損害を受けた場合、「災害による納付の猶予」を申請することで猶予を受けることができるとききましたが、どのような内容でしょうか。

A 11 「災害による納付の猶予」が承認されることにより、以下の効果があります。

- ① 当猶予の承認となった保険料については、承認期間中に保険料が未納であっても、督促状の送付はされません。
- ② 当猶予の承認となった保険料は承認期間中の納付であれば、延長後の納付期限後の納付でも延滞金はかかりません。
- ③ 当猶予の承認期間中は承認となった保険料が未納であっても、財産調査や差押え等の滞納処分は行われません。

なお、「災害による納付の猶予」の承認期間は最長一年となります。

また、当猶予には分割納付計画の提出や猶予期間中に担保の提供も必要ありません。

Q 12 「災害による納付の猶予」の申請はいつまでに行えばよいのでしょうか。

A 12 「災害による納付の猶予」の申請は、熊本県内の地域ごとに、原則、以下の申請期限までに管轄の年金事務所に申請願います。

①熊本県のうち熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町を除いた地域 ⇒平成28年11月30日まで

②熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町

⇒平成28年12月16日まで

Q13 具体的にはどのような事例が「災害による納付の猶予」に該当するのでしょうか。

A13 「災害による納付の猶予」は納付義務者が災害により、所有する財産に相当な損失を受けた場合に受けることができます。

「相当な損失を受けた」とは原則、全積極財産の価額（※1）に占める損失の割合が20%を占めたときとなります。

また、全積極財産での判定のほか、納付義務者に有利となるよう、事業の継続に必要な有形資産（※2）の価額に占める損失の割合が20%を占めたときも、「相当な損失」として判定する場合があります。

（※1）全積極財産の価額とは、わかりやすく説明しますと決算書の貸借対照表の資産総額があたります。

（※2）この場合の有形資産とは、①土地・建物、車両運搬具、設備・機器等の有形固定資産、②原材料、仕掛品、製品等を言います。

Q14 「災害による納付の猶予」を受けるためには、事業を休止していなければならないのでしょうか。

A14 「災害による納付の猶予」については、事業を休止しているか否かを問わず、納付義務者がその財産について相当な損失を受けた場合に受けることができます。

Q15 今般の熊本地震により売上金が著しく減少しましたが、この場合でも「災害による納付の猶予」は受けられますか。

A15 「災害による納付の猶予」は主に有形資産の損失で当猶予に当たるかを判定するため、売上金の減少だけでは、承認されないことも考えられます。

ただし、お問い合わせのように震災の影響により売上金が著しく減少した場合などは、その他の法律上の猶予制度が認められる場合がありますので、延長後の納付期限までに年金事務所にご相談下さい。

Q16 口座振替による納付が再開されたと知りましたが、口座振替による納付を行うことができませんでした。口座振替ができなかった保険料の納付はどのようにしたらよいのでしょうか。

A16 口座振替ができなかった保険料については、口座振替実施日（納付期限）から約一

週間後に年金事務所から送付する納付書によりお近くの金融機関等の窓口で納付をお願いいたします。

また、次月以降の保険料については口座振替にて納付をお願いいたします。

Q17 納入告知書の納付期限までに保険料の納付ができませんでしたが、納付期限後の納付だと延滞金がかかるのでしょうか。

A17 納付期限までに保険料の納付が確認できない場合、納付期限から約 15 日後に督促状を送付することとなります。

その督促状において指定する期限（指定期限）までに納付いただけない場合は、延滞金がかかることとなります。

つまり、納付期限後の納付の場合でも、督促状の指定期限の日までに納付いただければ延滞金はかかりません。

なお、督促状の指定期限を経過した後に納付されたときは、納入告知書の納付期限の翌日から納付日の前日までの日数により計算された延滞金がかかります。